

野州市商工業振興基本計画（素案）

計画期間：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度（10年間）

※社会情勢に合わせて5年間で中間見直しを予定

3つの力を
目標に！

野州市商工業振興基本条例に基づき、商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目指して取り組みます。

基本目標1 企業立地・事業者支援の推進

企業活動を支える環境の整備

- ①企業立地の支援
- ②企業活動を活性化させる環境整備

企業の設備投資等継続的发展への意欲の創出

- ③設備投資の促進
- ④小規模企業者への経営支援

事業継続のための人材の確保

- ⑤雇用の創出

基本目標2 地域主体の連携と地域経済の好循環の創出

流通システムの構築と地域経営

- ①地域の連携と伴走支援
- ②地域課題の解決
- ③販路の維持と新たな市場開拓

基本目標3 地域ブランド創出と強化

地域の誇りと新ふるさと創生

- ①地域資源の発掘と活用
- ②新分野・新事業の支援
- ③野洲の魅力発信

呼び込む力

つなげる力

生み出す力

（基本理念）

1. 事業者自らの創意工夫及び自主的な経営努力を行うことを基本に、経済団体、金融機関、市民及び市が相互に連携し、並びに協力して総合力を発揮すること。
2. 地域資源を積極的に活用し、新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促すこと。
3. 若者をはじめ全世代が住み続けたい持続可能なまちづくりに寄与すること。

（基本指針）

- （1）地域社会が発展し、市民の生活及び文化が豊かになること。
- （2）地域の各主体が連携し、協働を図ること。
- （3）地域経済の好循環を創出すること。
- （4）地域の小規模企業者を中心に経営支援を行うこと。
- （5）創業支援を行い、雇用に創出すること。
- （6）地域ブランドの創出及び強化を図ること。